

**介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
処遇改善計画書(令和5年度)**

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンホウライカイ				
法人名	社会福祉法人蓬萊会				
法人所在地	〒 771-1705	徳島県阿波市阿波町北整理1番地1			
フリガナ	ナカオ コウイチロウ				
書類作成担当者	中尾 浩一郎				
連絡先	電話番号	0883-35-6085	E-mail horai@shikoku.ne.jp		

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input checked="" type="radio"/> 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	<input type="radio"/> 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	<input type="radio"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
---	---	---

2 賃金改善計画について<共通>

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
 - 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計	
① 令和5年度の加算の見込額	63,671,280 円
② 賃金改善の見込額 (①の加算の見込額を上回ること)	67,110,000 円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I	要件 II	要件 III
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和5年度の加算の見込額	42,468,120 円	12,959,040 円	8,244,120 円
② 賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 45,400,000 円	(b) 13,240,000 円	(c) 8,470,000 円

【記入上の注意】

- (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- (a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

- 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/> E	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	<input type="checkbox"/> 要件 IV
---------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出することで算定要件を満たすこととする。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	45,400,000 円	<input checked="" type="checkbox"/>
②賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他()	
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)		
<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()		
(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。		
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期昇給、調整手当、処遇改善手当の支給 ・夜勤手当1,700円増額。夜勤主任手当500円、夜勤副主任手当200円増額 ・賞与増額分・処遇改善一時金の支給 ・年末年始手当の支給(1日あたり12/31、1/1は5,000円。12/30、1/2、1/3は1,100円支給) ・パート職員に対し一定の時間帯、曜日の勤務に対し50~100円/時間増額(7~9時、19~22時、土日祝日の勤務) ・全体で介護職員の一月当たり月額37,000円増額する。(平成23年交付金賃金改善部分を除いた給与との比較) 	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)	平成 23 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	<input type="checkbox"/>

(2)キャリアパス要件

- 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/>
イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	<input type="checkbox"/>
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	<input type="checkbox"/>
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/>

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/>						
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	<input type="checkbox"/>						
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> ①</td> <td>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> ②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・動画マニュアルを作成。それを活用した介護技術研修の実施。 ・定期的な内部研修の実施。基本的な介護技術のスキルアップを促す。 ・外部研修参加計画を作成。経験年数・能力に応じ研修に参加させるとともに人事考課の実施。 </td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> ③</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各種資格取得に関する情報を提供。 ・自主研修規程を整備し、受講料の貸付補助、遠隔地へのスクーリング参加交通費の支給、スクーリング等への参加の勤務調整を行っている。 </td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること	<input checked="" type="checkbox"/> ②	<ul style="list-style-type: none"> ・動画マニュアルを作成。それを活用した介護技術研修の実施。 ・定期的な内部研修の実施。基本的な介護技術のスキルアップを促す。 ・外部研修参加計画を作成。経験年数・能力に応じ研修に参加させるとともに人事考課の実施。 	<input checked="" type="checkbox"/> ③	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資格取得に関する情報を提供。 ・自主研修規程を整備し、受講料の貸付補助、遠隔地へのスクーリング参加交通費の支給、スクーリング等への参加の勤務調整を行っている。
<input checked="" type="checkbox"/> ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること						
<input checked="" type="checkbox"/> ②	<ul style="list-style-type: none"> ・動画マニュアルを作成。それを活用した介護技術研修の実施。 ・定期的な内部研修の実施。基本的な介護技術のスキルアップを促す。 ・外部研修参加計画を作成。経験年数・能力に応じ研修に参加させるとともに人事考課の実施。 						
<input checked="" type="checkbox"/> ③	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資格取得に関する情報を提供。 ・自主研修規程を整備し、受講料の貸付補助、遠隔地へのスクーリング参加交通費の支給、スクーリング等への参加の勤務調整を行っている。 						
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/>						

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/>						
イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	<input type="checkbox"/>						
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ①</td> <td>経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> ②</td> <td>資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> ③</td> <td>一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	<input checked="" type="checkbox"/> ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
<input type="checkbox"/> ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。						
<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。						
<input checked="" type="checkbox"/> ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。						
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/>						

*キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあつた場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)(2)(力)に記入)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回ないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	13,240,000 円		
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	T <input checked="" type="checkbox"/> E	T <input checked="" type="checkbox"/> JE	T <input checked="" type="checkbox"/> E
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	28.0 人	54.0 人	53.0 人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	1.6 :	1.0 :	0.4
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	14,711 円	9,194 円	3,678 円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(4,942,933 円)	(5,958,000 円)	(2,339,067 円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		円	円
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金 が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	4,300,000 円	←	要件 VII
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改 善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	0 人	←	要件 VIII
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所・予 防・総合事業での重複除く)	6 か所	←	要件 VIII
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化 することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()		

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)
経験・技能の ある介護職員 (A)の考え方	常勤で介護福祉士として当法人で10年以上の勤務、もしくは介護福祉士で役職者 (4(1)(2)で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行 う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組 内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改 善を行う場合、その旨を記載。 ・基本給(特定加算)、職種特定手当、委員会運営者への役職手当の支給 ・扶養手当の増額(子供一人につき6,500円増額)、フルタイムパート職員への扶養手当支給(子供一人につき月額10,000円増額) ・特定処遇改善一時金の支給 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

(3) 見える化要件について

- 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他 ()

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

- 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)	8,470,000 円
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)	
介護職員 i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	5,380,000 円
うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	4,760,000 円 (396,667 円)
その他 ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	3,090,000 円
うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	2,500,000 円 (208,333 円)

← ○
要件 IX
← ○

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)											
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)								
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ()							
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)												
具体的な取組内容	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し	<input type="checkbox"/> その他 ()									
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。											
(ベースアップ等支援加算手当) 第15条の2 法人は、介護報酬に係るベースアップ等支援加算額を財源とし、ベースアップ等支援加算手当を支給することがある。この場合において、支給する場合の金額については、予算の範囲内において理事長が決定する。ただし、ベースアップ等支援加算の制度が変更になった場合には支給金額を変更し、廃止になった場合には支給しないものとする。 (処遇改善一時金・特定処遇改善一時金・ベースアップ等支援一時金) 第38条法人は、介護報酬に係る処遇改善加算額、特定処遇改善加算額及びベースアップ等支援加算額を財源として、職員に対し処遇改善一時金、特定処遇改善一時金及びベースアップ等支援一時金を支給することがある。この場合において、各職員への支給額は、担当職種、経験年数及び技能の習得状況、委員会活動への従事状況及び担当役割の重複度合い等を総合判断するとともに、職員間の給与格差は正を考慮し決定する。ただし、当該一時金以外の支給項目で処遇改善加算額、特定処遇改善加算額及びベースアップ等支援加算額の財源を使い切った場合、又は制度が廃止された場合には、支給しないものとする。												
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。												
(上記取組の開始時期)	令和 4 年 10 月	(<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)										

6 職場環境等要件について<待遇改善加算・特定加算>

【待遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※待遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 履用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 待遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※待遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、待遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していくことを誓約します。

令和 5 年 4 月 10 日 法人名 社会福祉法人蓬萊会
代表者 職名 理事長 氏名 大塚 忠廣

別紙様式2-2 介護職員待遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人蓬萊会
-----	-----------

処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に記載)	42,168,120
--------------------------------------	------------

介護保険事業所番号	指定管理者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数(単位)	1単位あたり介護報酬単位価額[円]	新規・既存の別	算定する改善区分	算定対象月	処遇改善加算額 (a×b×c×d)
1	3671600017	徳島県	阿波市	特別養護老人ホーム蓬萊荘	介護老人福祉施設	1,70,000	10,00	継続	加算1	8.3% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	16,932,000
2	3671600017	徳島県	阿波市	蓬萊庄短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	21,000	10,00	継続	加算1	8.3% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	2,091,600
3	3671600017	徳島県	阿波市	蓬萊庄短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	8,000	10,00	継続	加算1	8.3% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	79,680
4	3671600017	徳島県	阿波市	蓬萊金子イセセセンター	通所介護	25,000	10,00	継続	加算1	5.9% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,770,000
5	3671600017	阿波市	阿波市	蓬萊会デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	23,000	10,00	継続	加算1	5.9% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,622,840
6	3671600017	美馬市	阿波市	蓬萊会デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	5,000	10,00	継続	加算1	5.9% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	35,400
7	3671800385	徳島県	美馬市	特別養護老人ホームケアプラザみま	介護老人福祉施設	1,00,000	10,00	継続	加算1	8.3% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	9,960,000
8	3671800385	徳島県	美馬市	ケアプラザみま短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	32,000	10,00	継続	加算1	8.3% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	3,207,120
9	3671800385	徳島県	美馬市	ケアプラザみま短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	7,500	10,00	継続	加算1	8.3% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	74,760
10	3671800385	徳島県	美馬市	蓬萊会デイサービスセンターみま	通所介護	234,000	10,00	継続	加算1	5.9% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,656,720
11	3671800385	美馬市	美馬市	蓬萊会デイサービスセンターみま	通所型サービス(総合事業)	86,000	10,00	継続	加算1	5.9% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	608,880
12	3671800385	つるぎ町	美馬市	蓬萊会デイサービスセンターみま	通所型サービス(総合事業)	2,400	10,00	継続	加算1	5.9% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	17,040
13	3671800385	徳島県	吉野川市	蓬萊会デイサービスセンターみま	通所型サービス(総合事業)	1,400	10,00	継続	加算1	5.9% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	9,960
14	3671800385	美馬市	美馬市	クループホームほうらい	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	440,000	10,00	継続	加算1	11.1% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	5,860,800
15	3671800385	美馬市	美馬市	クループホームほうらい	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	100	10,00	継続	加算1	11.1% 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,320
16										令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
17										令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
18										令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
19										令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
20										令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設事業所別固表)

法人名 | 社会福祉法人蓬萊会

特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1・2(2)(①)に記述)

12,959,040

介護保険事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地		サービス名	一月あたり介護報酬額(単位)(a)	1月あたり介護報酬額(単位)(b)	新規・継続の別	算定する特定加算率(6)	特定加算	算定対象月(7)	特定加算の見込額[円](a×b×e×f)	
		都道府県	市区町村									
1	3671600017	徳島県	阿波市	特別養護老人ホーム蓬萊庄	介護老人福祉施設	1,70,000	10,00	継続	特定加算I 2.7%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	5,508,000	
2	3671600017	徳島県	阿波市	蓬萊庄短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	21,000	10,00	継続	特定加算I 2.7%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	680,400	
3	3671600017	徳島県	阿波市	蓬萊庄短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	8,000	10,00	継続	特定加算I 2.7%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	25,920	
4	3671600017	徳島県	阿波市	蓬萊金ディサービスセンター	通所介護	25,000	10,00	継続	特定加算II 1.0%	いざれも取得していない	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	300,000
5	3671600017	阿波市	阿波市	蓬萊金ディサービスセンター	通所型サービス(結合事業)	23,000	10,00	継続	特定加算II 1.0%	いざれも取得していない	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	27,600
6	3671600017	美馬市	阿波市	蓬萊金ディサービスセンター	通所型サービス(結合事業)	5,000	10,00	継続	特定加算II 1.0%	いざれも取得していない	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	6,000
7	3671800385	徳島県	美馬市	特別養護老人ホームアフターライフ	介護老人福祉施設	1,00,000	10,00	継続	特定加算I 2.7%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	3,240,000	
8	3671800385	徳島県	美馬市	アフターライフみま	介護予防)短期入所生活介護	322,000	10,00	継続	特定加算I 2.7%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,043,280	
9	3671800385	徳島県	美馬市	アフターライフみま短期入所生活介	(介護予防)短期入所生活介護	7,500	10,00	継続	特定加算I 2.7%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	24,360	
10	3671800385	徳島県	美馬市	蓬萊金ディサービスセンター	通所介護	234,000	10,00	継続	特定加算I 1.2%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	336,960	
11	3671800385	美馬市	徳島県	蓬萊金ディサービスセンターみま	通所型サービス(結合事業)	86,000	10,00	継続	特定加算I 1.2%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	123,840	
12	3671800385	つるぎ町	徳島県	蓬萊金ディサービスセンターみま	通所型サービス(みま)	2,400	10,00	継続	特定加算I 1.2%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	3,480	
13	3671800385	吉野川市	徳島県	蓬萊金ディサービスセンターみま	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	1,400	10,00	継続	特定加算I 1.2%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	2,040	
14	3671800385	美馬市	徳島県	グルーフホームほらい	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	440,000	10,00	継続	特定加算I 3.1%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,636,800	
15	3671800385	美馬市	徳島県	グルーフホームほらい	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	100	10,00	継続	特定加算I 3.1%	サービス提供体制強化加算(1) 令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	360	
16										令和年月~令和年月(ヶ月)		
17										令和年月~令和年月(ヶ月)		
18										令和年月~令和年月(ヶ月)		
19										令和年月~令和年月(ヶ月)		
20										令和年月~令和年月(ヶ月)		

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人蓬萊会
-----	-----------

ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-2①に記載) 8,244,120

介護保険事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	1月あたり 介護報酬 単位数 [単位] (a)	1単位あ たりの単 位額[円] (b)	ベースアップ等加算		
		都道府県	市町村					新規・ 継続 の別	計算率 (%)	算定対象月 (m)
1	3671600017	徳島県	阿波市	特別養護老人ホーム蓬萊莊	介護老人福祉施設	1,700,000	10.00	継続	1.6% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	3,264,000
2	3671600017	徳島県	阿波市	蓬萊庄短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	210,000	10.00	継続	1.6% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	403,200
3	3671600017	徳島県	阿波市	蓬萊庄短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	8,000	10.00	継続	1.6% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	15,360
4	3671600017	徳島県	阿波市	蓬萊会デイサービスセンター	通所介護	250,000	10.00	継続	1.1% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	330,000
5	3671600017	阿波市	徳島県	蓬萊会デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	23,000	10.00	継続	1.1% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	303,600
6	3671600017	美馬市	徳島県	蓬萊会デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	5,000	10.00	継続	1.1% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	6,600
7	3671800385	徳島県	美馬市	特別養護老人ホームアブナザ みま	介護老人福祉施設	1,000,800	10.00	継続	1.6% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,920,000
8	3671800385	徳島県	美馬市	ケアプラチфикまほ	(介護予防)短期入所生活介 護	322,000	10.00	継続	1.6% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	618,240
9	3671800385	徳島県	美馬市	ケアプラチфикまほ	(介護予防)短期入所生活介 護	7,500	10.00	継続	1.6% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	14,400
10	3671800385	徳島県	美馬市	蓬萊会デイサービスセンター	通所介護	234,000	10.00	継続	1.1% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	308,880
11	3671800385	美馬市	徳島県	蓬萊会デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	86,000	10.00	継続	1.1% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	113,520
12	3671800385	つるぎ町	徳島県	蓬萊会デイサービスセンター	みま 通所型サービス(総合事業)	2,400	10.00	継続	1.1% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	3,120
13	3671800385	吉野川市	徳島県	蓬萊会デイサービスセンター	みま 通所型サービス(総合事業)	1,400	10.00	継続	1.1% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,800
14	3671800385	美馬市	徳島県	ブルーホームほくら い	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	440,000	10.00	継続	2.3% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,214,400
15	3671800385	美馬市	徳島県	ブルーホームほくら い	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	100	10.00	継続	2.3% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	240
16								令和 年	月～令和 年 月 (ケ月)	
17								令和 年	月～令和 年 月 (ケ月)	
18								令和 年	月～令和 年 月 (ケ月)	
19								令和 年	月～令和 年 月 (ケ月)	
20								令和 年	月～令和 年 月 (ケ月)	

介護職員等への
支授等支援
加算の累計
額(見込額)
[円]

8,244,120

相模原 枝点

別紙様式2-1

提出先	神奈川県
-----	------

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和5年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジン ホウライカイ		
法人名	社会福祉法人 蓬萊会		
法人所在地	〒 771-1705 徳島県阿波市阿波町北整理1番地1		
フリガナ	オオツカ ケンスケ		
書類作成担当者	大塚 健輔		
連絡先	電話番号	042-713-3818	E-mail

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input type="radio"/> 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	<input type="radio"/> 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	<input type="radio"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
--	---	---

2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計	
① 令和5年度の加算の見込額	58,206,708 円
② 賃金改善の見込額 (①の加算の見込額を上回ること)	58,879,566 円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I	要件 II	要件 III
① 令和5年度の加算の見込額	処遇改善加算 <input checked="" type="radio"/>	特定加算 <input type="radio"/>	ベースアップ等加算 <input type="radio"/>
② 賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 38,342,628 円	(b) 12,472,812 円	(c) 7,391,268 円
	(a) 38,446,384 円	(b) 12,580,827 円	(c) 7,652,355 円

[記入上の注意]

- ・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

- ・ 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ← <input type="radio"/> 要件IV
-------------------------------------	--

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。
ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	38,446,384 円	(3)
② 賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他()	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他() (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 ・定期昇給、地域加算、調整手当、処遇改善手当の支給 ・夜勤手当1,700円増額 ・賞与増額分・全介護職員に処遇改善一時支給・パート賞与 ・年末年始勤務手当(1日あたり12/31・1/1は5,000円、12/30・1/2・1/3は1,100円支給する) ・パート職員に対し一定の時間帯、曜日の勤務に対し50~100円/1時間 増額(7~9時、19時~22時土日祝日の勤務) ・全体で介護職員の賃金一人当たり月額37,000円増額する(平成23年交付賃金改善部分を除いた給与と比較) ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
	(上記取組の開始時期)	令和 23 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

(2) キャリアパス要件

- 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 (3)
イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 (3)								
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。									
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<table border="1" style="width: 100px; margin-left: 10px;"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>・動画マニュアルを作成。それを活用した介護技術研修を実施。 ・定期的な内部実習を計画実施。基本的な介護技術のスキルアップを促す。 ・外部研修参加計画記録を作成。経験年数・能力に応じ研修に参加させるとともに人事考課を実施。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>・各種資格取得に関する情報を提供。 ・自主研修支援規定を整備し、受講料の貸付・補助、遠隔地へのスクーリング参加交通費の支給、スクーリング等への参加を就業扱いとしている。</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/>	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること	<input checked="" type="checkbox"/>	・動画マニュアルを作成。それを活用した介護技術研修を実施。 ・定期的な内部実習を計画実施。基本的な介護技術のスキルアップを促す。 ・外部研修参加計画記録を作成。経験年数・能力に応じ研修に参加させるとともに人事考課を実施。	<input checked="" type="checkbox"/>	② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること	<input checked="" type="checkbox"/>	・各種資格取得に関する情報を提供。 ・自主研修支援規定を整備し、受講料の貸付・補助、遠隔地へのスクーリング参加交通費の支給、スクーリング等への参加を就業扱いとしている。
<input checked="" type="checkbox"/>	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること								
<input checked="" type="checkbox"/>	・動画マニュアルを作成。それを活用した介護技術研修を実施。 ・定期的な内部実習を計画実施。基本的な介護技術のスキルアップを促す。 ・外部研修参加計画記録を作成。経験年数・能力に応じ研修に参加させるとともに人事考課を実施。								
<input checked="" type="checkbox"/>	② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること								
<input checked="" type="checkbox"/>	・各種資格取得に関する情報を提供。 ・自主研修支援規定を整備し、受講料の貸付・補助、遠隔地へのスクーリング参加交通費の支給、スクーリング等への参加を就業扱いとしている。								
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。									

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 (3)						
イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。							
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<table border="1" style="width: 100px; margin-left: 10px;"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/>	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	<input checked="" type="checkbox"/>	② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	<input checked="" type="checkbox"/>	③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
<input checked="" type="checkbox"/>	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。						
<input checked="" type="checkbox"/>	② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。						
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。						
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。							

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあつた場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合は、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)(2)(力)に記入)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	12,580,827 円			
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)		他の介護職員(B)	その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(<input checked="" type="checkbox"/>)すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	10.0 人	63.5 人	28.5 人	
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	2.1 :	2.0 :	1.0	<input checked="" type="checkbox"/>
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	12,474 円	11,880 円	5,940 円	
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(1,496,868 円)	(9,052,493 円)	(2,031,465 円)	
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		円	円	
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金 が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	4,173,312 円			<input checked="" type="checkbox"/>
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改 善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	6 人			<input checked="" type="checkbox"/>
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所・予 防・総合事業での重複除く)	1 か所			<input checked="" type="checkbox"/>
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化 することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()			

要件V 要件VI

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	<input checked="" type="checkbox"/>
経験・技能の ある介護職員 (A)の考え方	常勤で介護福祉士として当法人で10年以上の勤務、もしくは介護福祉士で役職者 (4(1)(2)で(A)にチェック(<input checked="" type="checkbox"/>)がない場合その理由)	<input checked="" type="checkbox"/>
賃金改善を行 う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組 内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改 善を行う場合、その旨を記載。	
	・特定加算、職種特定手当、委員会運営者への役職手当の支給 ・扶養手当の増額(子供一人につき7,000円増額) ・職員全員に特定処遇改善一時金支給	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)	令和 2 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(3) 見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他()

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

- 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)	7,652,355 円
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)	
介護職員 i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	5,836,669 円 4,201,294 円 (71.98) % ← ⑥
その他の職種 ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	1,815,686 円 1,298,716 円 (71.53) % ← ⑥

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)				
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他()
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)					
<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他()					
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。					
具体的な取組内容 (処遇改善支援補助金手当) 法人は、処遇改善支援補助金を財源とし、処遇改善支援補助金手当を支給することがある。なお、支給する場合の金額については、予算の範囲内において理事長が決定する。ただし、処遇改善支援補助金の制度が変更になった場合には、支給金額を変更し、廃止になった場合には支給しないものとする					
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期) 令和 4 年 2 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)					

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 積業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 予育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休息室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 就用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整顿・清掃・清潔・継の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賞金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賞金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していくことを誓約します。

令和 5 年 4 月 3 日 法人名 社会福祉法人 蓬萊会
代表者 隊名 理事長 氏名 大塚 忠廣

別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算(施設・事業所別履歴表)

法人名	社会福祉法人 運来会
-----	------------

施設改築加算額(区分額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)(1)-2五記)	30,342,625
---	------------

介護保険事業所番号	指定管理者名	事業所名	サービス名	施設改築加算		算定期間 (d)	処遇改善加算 の算込区分(F) (g)×(b)×(c+d)
				1月あたり 介護報酬 総額 [東京]	1月あたり 介護報酬 総額 [東京]		
1 1472606159	相模原市	神奈川県 相模原市	ケアアラザカがみはら	介護老人福祉施設	3,444,267	10.54	複数 加算 I 8.3% 合計 5 年 4 月~令和 6 年 3 月 (12 ヶ月) 30,163,056
2 1472606159	相模原市	神奈川県 相模原市	ケアアラザカがみはら短期入所	(介護予防)短期入所生活介護	20,272	10.66	複数 加算 I 8.3% 合計 5 年 4 月~令和 6 年 3 月 (12 ヶ月) 21,523,84
3 1472606159	相模原市	神奈川県 相模原市	ケアアラザカがみはら短期入所	(介護予防)短期入所生活介護	2,460	10.86	複数 加算 I 8.3% 合計 5 年 4 月~令和 6 年 3 月 (12 ヶ月) 26,038
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名 | 社会福祉法人 麻琴会 | 19 479 617

特定期(見立)の答辯用(別紙様式第2-12(2))に記入

特定加算(見出欄)の合計(印)別冊付表2-1 2(2)(1)-2(3)

介護保険事業所番号	指定看護名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	1月あたり 1単位 あたりの 料金(円) (b)	施設、 通所 の様 式	算定する特 定加算の区分 (c)	介護職士派遣等要件 (d)	算定料率 (e)	算定料率 (f)	特定加算の 算定期間の 期間(印) (g)
		都道府県	市区町村									
1 1472606159	相模原市	神奈川県	相模原市	ケアプラザさとうひばら	介護老人福祉施設	3,444,857	施設	特定加算1 2.7% (II)	日本生医製薬支那加算(1)又は (2)の合計	4月~令和6年3月(12ヶ月)	11,764,020	
2 1472606169	相模原市	神奈川県	相模原市	ケアプラザさとうひばら相模原入所	介護予防複数入所生活支援	202,712	施設	特定加算1 2.7%	等特需対応改修加算(1)の追加 等特需対応改修加算(2)の追加	4月~令和6年3月(12ヶ月)	700,356	
3 1472606159	相模原市	神奈川県	相模原市	ケアプラザさとうひばら相模原入所 半介	介護予防複数入所生活支援	2,150	施設	特定加算1 2.7%	等特需対応改修加算(1)の追加 等特需対応改修加算(2)の追加	4月~令和6年3月(12ヶ月)	8,438	
4										令和6年4月~令和6年5月(1ヶ月)		
5										令和6年5月~令和6年6月(1ヶ月)		
6										令和6年6月~令和6年7月(1ヶ月)		
7										令和6年7月~令和6年8月(1ヶ月)		
8										令和6年8月~令和6年9月(1ヶ月)		
9										令和6年9月~令和6年10月(1ヶ月)		
10										令和6年10月~令和6年11月(1ヶ月)		
11										令和6年11月~令和6年12月(1ヶ月)		
12										令和6年12月~令和7年1月(1ヶ月)		
13										令和6年1月~令和6年2月(1ヶ月)		
14										令和6年2月~令和6年3月(1ヶ月)		
15										令和6年3月~令和6年4月(1ヶ月)		
16										令和6年4月~令和6年5月(1ヶ月)		
17										令和6年5月~令和6年6月(1ヶ月)		
18										令和6年6月~令和6年7月(1ヶ月)		
19										令和6年7月~令和6年8月(1ヶ月)		

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支拂加算(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 慶永会
-----	------------

ベースアップ等加算(見返額)の合計[円](別紙様式2-1(2)(①)に記入)	7,391,268
--	-----------

介護保険事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	介護老人保健施設	1月あたりの介護職員等賃金 単位数(人)(a)	1月あたりの賃金 単位額(円)(b)	ベースアップ等加算 算定対象月 (m)	介護職員等ベース アップ等支拂 加算額 (a×b×x×m) (円)
		都道府県	市区町村							
1	1472606159	相模原市	神奈川県	相模原市	ケアプラザさがみはら	介護老人保健施設	3,444,887	10,54	継続	1.9% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)
2	1472606159	相模原市	神奈川県	相模原市	ケアプラザさがみはら医療入所	[介護予防]医療入所生活介護	202,772	10,56	継続	1.9% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)
3	1472606159	相模原市	神奈川県	相模原市	ケアプラザさがみはら医療入所 予防	[介護予防]医療入所生活介護	2,450	10,56	継続	1.9% 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)
4									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
5									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
6									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
7									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
8									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
9									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
10									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
11									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
12									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
13									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
14									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
15									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
16									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
17									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
18									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
19									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	
20									令和 6 年 月～令和 7 年 月 (ケ月)	

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
処遇改善計画書(令和5年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンホウライカイ		
法人名	社会福祉法人蓬莱会		
法人所在地	〒 206-0025 東京都多摩市永山3-12-2		
フリガナ	ニシカワ タカジ		
書類作成担当者	西川 尊司		
連絡先	電話番号	042313-7518	E-mail careplaza_tama@oregano.ocn.ne.jp

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input type="radio"/> 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	<input type="radio"/> 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	<input type="radio"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
--	---	---

2 賃金改善計画について<共通>

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
 - 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計	
① 令和5年度の加算の見込額	65,938,138 円
② 賃金改善の見込額 (①の加算の見込額を上回ること)	66,702,318 円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I	要件 II	要件 III
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和5年度の加算の見込額	44,327,458 円	13,291,152 円	8,319,528 円
② 賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 44,501,074 円	(b) 13,700,003 円	(c) 8,501,241 円

【記入上の注意】

- (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- (a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

- 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←	<input type="radio"/> 要件 IV
---	---	-----------------------------

*「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	44,501,074 円	
②賃金改善実施期間	令和 5 年 3 月 ~ 令和 6 年 3 月 (13 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (年度末一時金)	
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()		
(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 <small>第4条 本俸(第3項の特定加算が支給されている場合は、これを合算した額)は、労働価値に相応しい対価の提供を主目的とし、これに一定の生活保障を考慮して支給するものであり、具体的には「職務の内容」「職務内容及び配置の変更範囲」並びに「その他の事情」の違いに応じて、また担当する職務の遂行能力、意欲・姿勢及び遂行実績を考慮して決定する。</small>		
<small>第38条 法人は、処遇改善等加算額、特定処遇改善等加算額を財源として、 就業規則改定、賃金改定、勤務規則改定、時給改定等による各職員への支給額は、相応の労働価値に相応しい対価の提供を主目的とし、これに一定の生活保障を考慮して支給するものであり、具体的には「職務の内容」「職務内容及び配置の変更範囲」並びに「その他の事情」の違いに応じて、また担当する職務の遂行能力、意欲・姿勢及び遂行実績を考慮して決定する。</small> <small>※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</small>		
(上記取組の開始時期)	令和 2 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(2)キャリアパス要件

- 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合も いずれか「該当」	
<input checked="" type="checkbox"/> イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
<input type="checkbox"/> ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
<input checked="" type="checkbox"/> ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合も いずれか「該当」	
<input checked="" type="checkbox"/> イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
イの実現のための具体的な取組内容 <small>(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること	
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること	
<input type="checkbox"/> ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」	
<input checked="" type="checkbox"/> イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み <small>※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み <small>※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み <small>※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</small>	
<input type="checkbox"/> ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)②(力)に記入)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	13,700,003 円		
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	T <input checked="" type="checkbox"/> E	T <input checked="" type="checkbox"/> U E	T <input checked="" type="checkbox"/> U E
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	17.0 人	42.4 人	29.2 人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	1.1 :	1.0 :	0.5
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	16,590 円	15,081 円	7,541 円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(3,384,281 円)	(7,673,450 円)	(2,642,273 円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		円	円
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金 が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	円	←	要件 VII
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改 善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	人	←	要件 VI
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所・予 防・総合事業での重複除く)	3 か所	←	要件 VIII
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 # 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化する <input type="checkbox"/> ことが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()		

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)
経験・技能の ある介護職員 (A)の考え方	リーダーおよびユニットリーダー以上の役職者かつ介護福祉士取得者であること。 (ユニットリーダー・リーダー・介護副主任・介護主任)
	(4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行 う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特定殊遇改善一時金)
具体的な取組 内容	<p>(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行ふ場合、その旨を記載。</p> <p>(本俸・特定期間)</p> <p>第4条 本俸(第3項の特定加算が支給されている場合は、これを合算した額)は、労働価値に相応しい対価の提供を主目的とし、これに一定の生活保障を考慮して支給するものであり、具体的には「職務の内容」「職務内容及び配置の変更範囲」並びに「その他の事情」の違いに応じて、また担当する職務の遂行能力、意欲・姿勢及び遂行実績を考慮して決定する。</p> <p>※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p> <p>(上記取組の開始時期) 令和 2 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)</p>

(3) 見える化要件について

- 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他()

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

- 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)	8,501,241 円
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)	
介護職員 i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	5,734,841 円 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)
	5,588,400 円 (465,700 円) 97.45 % ← ○
その他 ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	2,766,400 円 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)
	2,766,400 円 (230,533 円) 100.00 % ← ○

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)				
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input checked="" type="checkbox"/> その他(ベースアップ一時金)
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)					
<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他()					
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 (※改訂=時立・特定処遇改善=時立・ヘーベツノ寺文後=時立)					
第38条 法人は、介護報酬に係る処遇改善加算額、特定処遇改善加算額及びベースアップ等支援加算額を財源として、職員に対し処遇改善一時金、特定処遇改善一時金及びベースアップ等支援一時金を支給することがある。この場合において、各職員への支給額は、担当職種、経験年数及び技能の習得状況、委員会活動への従事状況及び担当役割の重責度合い等を総合判断するとともに、職員間の給与格差は正を考慮し決定する。ただし、当該一時金以外の支給項目で処遇改善加算額、特定処遇改善加算額及びベースアップ等支援加算額の財源を使い切った場合、又は制度が廃止された場合は、支給しないとする。					
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期) 令和 4 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)					

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input type="checkbox"/> 届用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input type="checkbox"/> 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動（業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・競の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 15 日 法人名 社会福祉法人蓬莱会
代表者 職名 理事長 氏名 大塚 忠廣

別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人蓮葉会
-----	-----------

処遇改善加算額(既公算)の合計[円]	44,327,458
--------------------	------------

介護保険事業所番号	指定管理者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたりの単位数(単位)(a)	新規・継続の別	算定する改善区分	処遇改善加算		算定対象月 (d)	処遇改善加算 算定期額[円] (a×b×c×d)
									単位あたりの単価[円](b)	加算率(%)		
1 1375001482	東京都	東京都	多摩市	特別養護老人ホームアプラザ たま	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	2,237,742	10.72	継続	加算1	8.3%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	24,106,224
2 1375001466	東京都	東京都	多摩市	特別養護老人ホームアプラザ たま	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	170,171	10.88	継続	加算1	8.3%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,844,026
3 1375001490	東京都	東京都	多摩市	特別養護老人ホームアップル たまアップル	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	825,116	10.72	継続	加算1	8.3%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	8,809,908
4 1375001458	東京都	東京都	多摩市	特別養護老人ホームアップル たまアップル	介護老人福祉施設 (介護予防)特定施設入居者生活介 護	31,334	10.88	継続	加算1	8.3%	令和5年4月~令和6年4月(13ヶ月)	367,874
5 1375001508	東京都	東京都	多摩市	ケアハウスシャンクリラヒモ	介護予防)特定施設入居者生活介 護	805,019	10.72	継続	加算1	8.2%	令和5年3月~令和6年3月(13ヶ月)	9,199,424
6											令和5年3月(ヶ月)	
7											令和5年4月(ヶ月)	
8											令和5年5月(ヶ月)	
9											令和5年6月(ヶ月)	
10											令和5年7月(ヶ月)	
11											令和5年8月(ヶ月)	
12											令和5年9月(ヶ月)	
13											令和5年10月(ヶ月)	
14											令和5年11月(ヶ月)	
15											令和5年12月(ヶ月)	
16											令和6年1月(ヶ月)	
17											令和6年2月(ヶ月)	
18											令和6年3月(ヶ月)	
19											令和6年4月(ヶ月)	
20											令和6年5月(ヶ月)	

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別固表)

法人名	社会福祉法人慈栄会
-----	-----------

特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に記載)

13,291,152

介護施設事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	1月あたり介護報酬単位 あたひの 単価[円] (a)	1月あたりの 介護報酬単位 数[単位] (b)	特定加算		算定対象月 (f)	特定期間の見 込額[円] (a×b×e×f)
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	算定する特定 加算 算算 (g)		
1	1375001482	東京都	多摩市	特別養護老人ホームケアプラザ たま	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	2,257,742	10,72	継続	特定期間支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	7,841,750
2	1375001466	東京都	多摩市	特別養護老人ホームケアプラザ たま	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	170,171	10,88	継続	特定期間支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	599,916
3	1375001490	東京都	多摩市	特別養護老人ホームケアプラザ たまアネックス	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入所生活介護	825,115	10,72	継続	特定期間支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,895,840
4	1375001458	東京都	多摩市	特別養護老人ホームケアプラザ たまアネックス	介護老人福祉施設 (介護予防)特定施設入居者生活介 護	31,334	10,88	継続	特定期間支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)	令和 5 年 3 月～令和 6 年 3 月 (13 ヶ月)	119,652
5	1375001508	東京都	多摩市	ケアハウスシャンクルヒル	特定施設入居者生活介護	805,019	10,72	継続	特定期間支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)又は 日常生活維持支拂加算(II)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,863,984
6										令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 (12 ヶ月)	
7										令和 6 年 5 月～令和 7 年 4 月 (12 ヶ月)	
8										令和 6 年 6 月～令和 7 年 5 月 (12 ヶ月)	
9										令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月 (12 ヶ月)	
10										令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月 (12 ヶ月)	
11										令和 6 年 9 月～令和 7 年 8 月 (12 ヶ月)	
12										令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月 (12 ヶ月)	
13										令和 6 年 11 月～令和 7 年 10 月 (12 ヶ月)	
14										令和 6 年 12 月～令和 7 年 11 月 (12 ヶ月)	
15										令和 7 年 1 月～令和 8 年 1 月 (12 ヶ月)	
16										令和 7 年 2 月～令和 8 年 2 月 (12 ヶ月)	
17										令和 7 年 3 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	
18										令和 7 年 4 月～令和 8 年 4 月 (12 ヶ月)	
19										令和 7 年 5 月～令和 8 年 5 月 (12 ヶ月)	
20										令和 7 年 6 月～令和 8 年 6 月 (12 ヶ月)	

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支権加算(施設・事業所別個表)

法人名 | 社会福祉法人蓬萊会

ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1(2)(①)に転記) 8,319,528

介護保険事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総額 [単位] (a)	新規・ 継続 の別	新規・ 継続 の別	ベースアップ等加算 [円]	介護職員等ベー スアップ等支権 加算の見込額 (a × b × c × m) [円]	
		都道府県	市区町村								
1 1375001482	東京都	東京都	多摩市	特別養老人ホームケアプラザ たま	介護老人福祉施設	2,257,742	新規	1.6%	令和 5年 4月～令和 6年 3月 (12ヶ月)	4,646,988	
2 1375001466	東京都	東京都	多摩市	特別養老人ホームケアプラザ たま	(介護予防)短期入所生活介護	170,171	継続	1.6%	令和 5年 4月～令和 6年 3月 (12ヶ月)	355,512	
3 1375001490	東京都	東京都	多摩市	特別養老人ホームケアプラザ たまホーリス	介護老人福祉施設	825,115	継続	1.6%	令和 5年 4月～令和 6年 3月 (12ヶ月)	1,658,300	
4 1375001458	東京都	東京都	多摩市	特別養老人ホームケアプラザ たまホーリス	(介護予防)短期入所生活介護	31,334	新規	1.6%	令和 5年 4月～令和 6年 3月 (12ヶ月)	65,400	
5 1375001508	東京都	東京都	多摩市	ケアハウスシャンクリラヒ	(介護予防)特定施設入居者生活介 護	805,019	10,72	継続	1.5%	令和 5年 4月～令和 6年 3月 (12ヶ月)	1,563,328
6									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
7									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
8									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
9									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
10									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
11									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
12									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
13									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
14									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
15									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
16									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
17									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
18									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
19									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		
20									令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)		